

2022年11月

受益者の皆様へ

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

「シュローダーBRICS株式ファンド」および
「シュローダーBRICS株式マザーファンド」
信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

このたび、「シュローダーBRICS株式ファンド」および「シュローダーBRICS株式マザーファンド」（以下それぞれ「ファンド」および「マザーファンド」という場合があります。）につきまして、投資対象国からロシアを除外するための信託約款（以下「約款」という場合があります。）の変更およびファンド名の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。当該約款変更について改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条および第32条に基づいて、異議申立ての受付を行います。

なお、この約款変更に対してご異議がない場合は、特に必要なお手続きはございません。

本約款変更の趣旨についてご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款変更の理由と内容

2022年2月24日に勃発したロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を受けて、米国財務省外国資産管理室（OFAC）規制をはじめ国際的な制裁対象国リストにロシア連邦が追加され、中長期にわたって国際金融市場におけるロシア関連銘柄の取引が困難となることが見込まれる状況から、受益者の皆様の利益に資するため、信託約款の規定に基づき、2023年4月29日付けでファンドの投資対象国からロシアを除外し、ファンド名を変更するための手続きをとらせていただくことといたしました。

変更後ファンド名：「シュローダーBRICS株式ファンド」
「シュローダーBRICS株式マザーファンド」

2. 信託約款変更の手続きならびに日程

① 新聞公告（日本経済新聞朝刊）	2022年11月4日
② 異議申立期間	2022年11月4日から2022年12月5日まで
③ 約款変更可否決定日	2022年12月7日
④ 買取請求期間	2022年12月16日から2023年1月4日まで
⑤ 約款変更適用予定日	2023年4月29日

公告日（2022年11月4日）現在のファンドの受益者様で、約款変更に関する異議のある方は、2022年11月4日から2022年12月5日までの間に、自己の保有する口数についてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

異議申立てをされた受益者様の受益権口数が、2022年11月4日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2023年4月29日付けで約款を変更いたします。

※2022年11月1日までの受付となる申込により取得された受益権を対象としております。

2022年11月2日以降の受付となる申込により取得された受益権、および2022年11月1日以前の受付となる申込により換金された受益権は今回の手続きの対象となりません。

異議申立てをされた受益者様の受益権口数が、2022年11月4日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合には約款変更は行いません。

3. ファンドの約款変更にかかるお手続き

ファンドの約款変更にご異議がない場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、ファンドの約款変更にご同意いただけない場合は、異議申立てを行うことができます。くわしくは、「異議申立ての方法について」及び「異議申立てをされた受益者様の買取請求手続について」をご参照ください。

○異議申立ての方法について

予定しております約款変更に対して異議のある受益者様は以下の内容を書面等にご記入の上、2022年12月5日までに委託会社に到着するようご送付ください。

なお、異議申立ては2022年12月5日委託会社到着分までを有効とさせていただきます。予めご了承ください。

- (1) 宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館21階
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
「シュローダーBRICS株式ファンド」約款変更に関する異議申立て受付窓口宛

(2) ご記入いただく内容

- | |
|--|
| <p>①お名前または御社名（署名、捺印（シャチハタ可））</p> <p>②ご住所</p> <p>③ご連絡先電話番号（日中連絡先）</p> <p>④ファンド名</p> <p>⑤販売会社の名称、取扱部支店名、口座番号</p> <p>⑥約款変更することについて反対する旨（例：上記受益権について、2023年4月29日付けで約款変更することに異議を申し立てます。）</p> |
|--|

※異議申立てをされた受益者様の受益権口数の確認のため、販売会社に対して保有口数等の確認を行います。取扱部支店名や口座番号が欠落している場合や、氏名および住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の意思表示が無効となる場合があります。

※異議申立てにあたり、受益者様に関する個人情報（氏名、住所、電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を販売会社、受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社を含みます。以下同じ。）および委託会社が共有させていただきますので予めご了承下さいますようお願い申し上げます。なお、異議申立てにあたり、取得した受益者様の個人情報は、異議申立ておよび異議申立てをされた受益者様による買取請求に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

○異議申立てをされた受益者様の買取請求手続について

異議の申立てをされた受益者様の受益権口数が、2022年11月4日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、約款変更が行われることとなった場合には、異議申立てをされた受益者様は、以下の手続により、保有する受益権について、投資信託財産による買取りを請求することができます。

- ① 買取請求受付期間 2022年12月16日から2023年1月4日まで
- ② シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社より異議申立てをされた受益者様に対し買取請求必要書類を発送
- ③ 買取請求必要書類の記入
- ④ 販売会社および委託会社を経由し、受託会社への買取請求必要書類の提出
- ⑤ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社から受益者様のご指定銀行口座へのお受取金額のお振込

※買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額に相当する額を控除した価額）となります。

※買取にかかる収益については、受益者様ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

※買取代金は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社から買取請求を申し込まれた受益者様のご指定の口座へ振り込むことによりお支払いします。振込手数料については買取請求を申し込まれた受益者様のご負担とし、買取代金より差し引かせていただきます。また、上記のような諸般の手続が必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金申込よりも日数を要する可能性があります。

※約款変更により異議申立てをされた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないわけではありません。また、異議申立ての有無にかかわらず、販売会社に通常の換金申込をすることができます。

※買取請求を行う場合は、受託会社へ本人確認資料、ならびに税務資料作成のためのマイナンバー（個人番号）が確認できる書類のコピーを簡易書留で提出する必要があります。

以上

照会先

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話 03-5293-1323

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）